

岩手県告示第 869 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成 18 年 8 月 1 日
薬局ポラリス	盛岡市青山二丁目 24 番 3 号	平成 18 年 8 月 1 日